

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	国民年金基金令等の一部を改正する政令案(仮称)(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に係る部分)
規制の名称	存続厚生年金基金に係る書面揭示規制
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	厚生労働省年金局企業年金・個人年金課
評価実施時期	令和5年5月～6月
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行の、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令(以下「廃止前厚生年金基金令」という。)は、存続厚生年金基金に対して、存続厚生年金基金の名称又は事務所の所在地に変更が生じたときは、当該変更が生じた事項を公告しなければならないこととされており、これは官報に掲載して行うほか、各事務所の掲示板に掲載して行うこととされている(※)。当該規制は、官報があるものの、事務所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p> <p>(※)存続厚生年金基金の合併又は分割の公告及び存続厚生年金基金の解散等の公告は、同様の方法により行うこととされており、本事前評価の対象にはこれらの規制も含むものである。</p>
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】 今般、存続厚生年金基金は、その名称又は事務所の所在地に変更が生じたときに、当該変更が生じた事項をインターネット上で掲載する場合は、そのための対応が必要となる。 この点、存続厚生年金基金は、事務所の掲示板における掲示かインターネット上の掲載かを選択することが可能であるため、インターネット上で掲載する対応を行う存続厚生年金基金は、既にインターネットを利用してサービスを行っていることが想定され、インターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。 遵守費用総額としては、1者当たりの単価(作業員1名×2時間×時給2000円)×基金数5=最大2万円程度と考えられる。 なお、インターネットから当該事項を閲覧した場合、事務所に赴くための費用が軽減される。</p> <p>【行政費用】 存続厚生年金基金の指導監督を行う地方厚生局や業界団体を通じて規制内容を直接周知・広報することにより十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要

副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>書面掲示について、事務所の掲示版における掲示かインターネット上の掲載かを選択可能とすることにより、存続厚生年金基金がインターネット上の掲載を選択した場合、インターネット上の掲載を閲覧できない国民が、今まで事務所の掲示版における掲示で閲覧していた情報を確認できなくなる可能性が生じる。</p> <p>この点、官報への掲載は引き続き存続厚生年金基金に義務付けられていることから、インターネット上の掲載を閲覧できない国民にも官報の閲覧という代替的な確認手段は確保されているため、負の影響は小さいと考えられる。</p>
費用と効果(便益)の把握	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
代替案との比較	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
その他の関連事項	事前に本件対応により発生する事務負担や費用等について定量的に説明し、議論を行っている。また、基金への事務負担等を最小限に抑えている。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。